

別表

事業名、目的	事業実施主体	対象地域	対象事業	対象経費	補助率
<p>ア 小さな拠点形成促進事業</p> <p>小さな拠点の形成を促進することで、集落機能の維持、活性化を図る</p>	<p>地域運営組織等</p>	<p>次の（１）から（６）までのいずれかを含む地域において、複数の集落で構成され、住民の一体性が確保されている地域で、医療・福祉対策、日常生活における交通の確保、地域産業・生業の振興、地域の伝統文化の継承・振興等の集落機能の維持及び活性化の取組を共同で行う地域とする。</p> <p>（１） 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和３年法律第19号)第２条第２項の規定に基づき公示された過疎地域</p> <p>（２） 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成５年法律第72号)第２条第４項の規定に基づき公示された特定農山村地域</p> <p>（３） 山村振興法(昭和40年法律第64号)第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村地域</p> <p>（４） 離島振興法(昭和28年法律第72号)第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>（５） 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第２条第１項に規定する辺地</p> <p>（６） その他（１）から（５）に準ずると知事が認める地域</p>	<p>地域運営組織等（間接補助事業者）が小さな拠点の形成のために行う地域将来計画の策定のための事業であって、事業効果が高く、当該事業の内容が他の地域にとって参考となる可能性が高いと知事が認めたものに対し、その必要経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（間接補助金対象経費）について、市町村が間接補助金（市町村が知事から交付を受けた補助金をその財源の一部として間接補助事業者に交付する補助金）を交付する事業</p>	<p>謝金、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料、貸借料、及びその他知事が必要と認める経費</p>	<p>間接補助対象経費の1/2以内（上限100万円）</p>

<p>イ 地域コミュニティ運営改善事業</p> <p>地域コミュニティが抱える担い手不足等の課題を解決し地域コミュニティの活性化を図る</p>	<p>ア 市町村</p> <p>イ 地域コミュニティ</p>	<p>定めなし</p>	<p>ア 専門家を招聘して助言・指導を受ける事業</p> <p>イ 地域コミュニティ(間接補助事業者)が専門家を招聘して助言・指導を受ける事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費(間接補助金対象経費)について、市町村が間接補助金を交付する事業</p>	<p>謝金、旅費、委託料(専門家の招聘に係る経費に限る)、その他知事が必要と認める経費</p>	<p>対象となる経費総額又は間接補助対象経費の1/2以内(上限50万円)</p>
---	--------------------------------	-------------	---	---	--